

# 『居宅介護支援事業』 重要事項説明書

指定居宅介護支援事業者  
六ヶ所在宅介護支援センター

当事業所は介護保険の指定を受けています。

青森県 指定 第 0272500190 号

当事業者はご契約に対して指定居宅介護支援サービスを提供します。

事業所の概要や提供されるサービス内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明いたします。

### 居宅介護支援事業とは

契約者が居宅での介護サービスやその他の保健医療サービス、福祉サービスを適切に利用することができるよう、次のサービスを実施します。

- ご契約者の心身の状況やご契約者とその家族等の希望をうかがいして、「居宅サービス計画書（ケアプラン）」を作成します。
- ご契約者の居宅サービス計画に基づくサービス等の提供が確保されるよう、ご契約者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡調整を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- 必要に応じて、事業者とご契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

※ 当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

- 1.事業者
- 2.事業所の概要
- 3.事業実施地域及び営業時間
- 4.職員の体制
- 5.当事業所が提供するサービスと利用料金
- 6.サービス利用に関する留意事項
- 7.苦情の受付について
- 8.契約書面

## 1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 松緑福祉会  
(2) 法人所在地 青森県上北郡六ヶ所村大字出戸字棚沢 130 番 23 号  
(3) 電話番号 0175-72-4700  
(4) 代表者氏名 理事長 木村廣正  
(5) 設立月日 平成 4 年 1 月 30 日

## 2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定居宅介護支援事業所  
(2) 事業の目的 指定居宅サービスを利用する利用者の、相談、助言、援助の面から介護計画書を作成し、在宅生活における維持、向上を目的とする。  
(3) 事業所の名称 居宅介護支援事業者 六ヶ所在宅介護支援センター  
(4) 事業所の所在地 青森県上北郡六ヶ所村大字出戸字棚沢 130 番 16 号  
(5) 電話番号 0175-72-3886  
(6) 事業所長(管理者) 所長 佐々木 薫  
(7) 事業所の運営方針 地域住民と直接の関わりと介護保険申請書の申請代行、認定調査、介護計画作成、相談業務等のサービスの実現。  
(8) 開設年月日 平成 12 年 4 月 1 日

## 3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 六ヶ所村  
(2) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～金曜日	
受付時間	月～金 8:15～17:15	これ以外は施設で受付になります。
サービス提供時間	月～金 8:15～17:15	土・日は休みます。

※12月29日～1月3日まで休みます。

## 4. 職員体制

当事業所では、ご契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

### 【職員配置状況】

	職種	常勤	パート
1	事業所長(兼務)	1	
2	介護支援専門員	1	1

※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、居宅介護支援として次のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、通常の場合、利用料金は介護保険から給付されますので、ご契約者の利用料負担はありません。

(1)サービスの内容と利用料金

<サービス利用料金>

居宅介護支援に関するサービス利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合(法定代理受領)は、ご契約者の自己負担はありません。

但し、ご契約者の介護保険料等の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、下記のサービス利用料金の全額をいったんお支払ください。

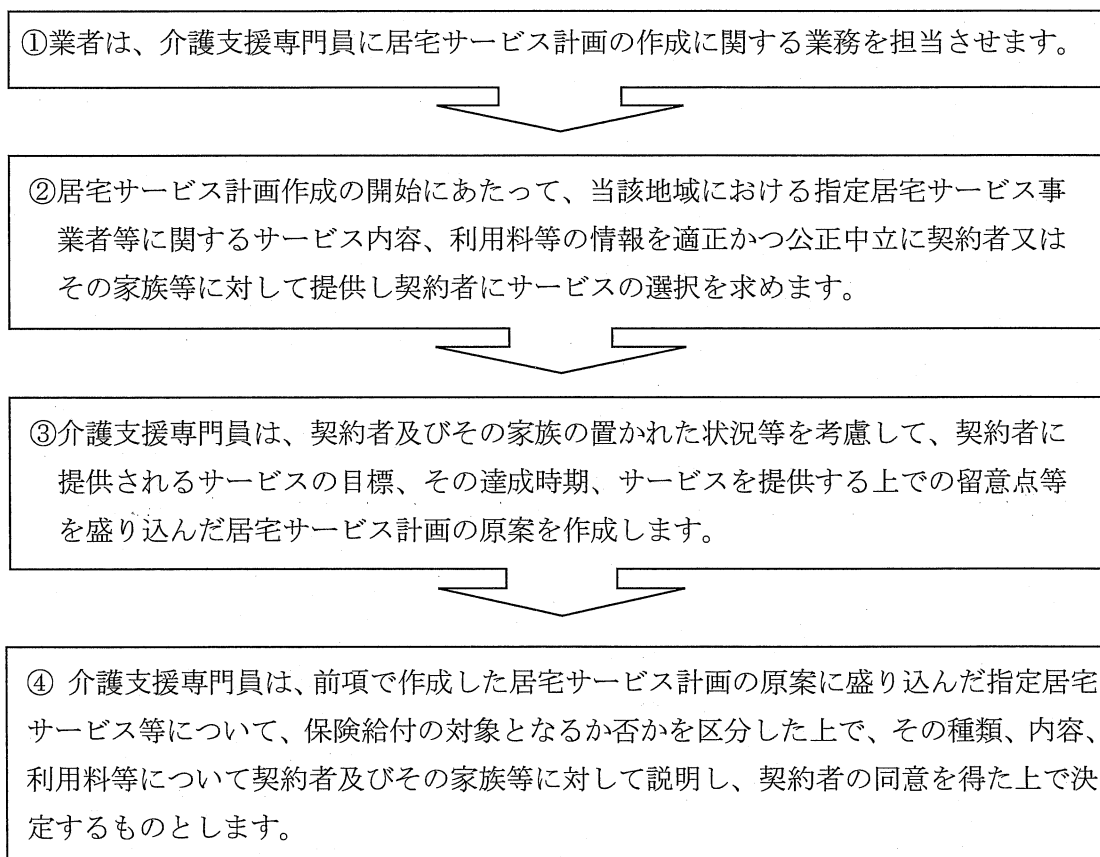
基本部分		
居宅介護支援費 I (1月につき)	(1) 居宅介護支援 (I)	要介護 1・2 (1086 単位)
		要介護 3・4・5 (1411 単位)
	(2) 居宅介護支援 (II)	要介護 1・2 (544 単位)
		要介護 3・4・5 (704 単位)
	(3) 居宅介護支援 (III)	要介護 1・2 (326 単位)
		要介護 3・4・5 (422 単位)
居宅介護支援費 II (1月につき)	(1) 居宅介護支援 (I)	要介護 1・2 (1086 単位)
		要介護 3・4・5 (1411 単位)
	(2) 居宅介護支援 (II)	要介護 1・2 (527 単位)
		要介護 3・4・5 (683 単位)
	(3) 居宅介護支援 (III)	要介護 1・2 (316 単位)
		要介護 3・4・5 (410 単位)
入院時情報提供加算	(I)	250 単位
	(II)	200 単位
退院・退所加算		450～900 単位
初回加算		300 単位
通院時情報連携加算		50 単位/月
ターミナルケアマネジメント加算		400 単位
緊急時等居宅カンファレンス加算		1月に2回を限度に 200 単位

## <サービス内容>

### ①居宅サービス計画の作成

ご契約者のご家庭を訪問して、ご契約者の心身の状況、置かれている環境等を把握したうえで、居宅介護サービス及びその他の必要な保健医療サービス、福祉サービス(以下「指定居宅サービス等」という)がご契約者、ご家族様の希望を取り入れ公正中立にかつ効率的に提供されるように配慮して、居宅サービス計画を作成します。

#### <居宅サービス計画の作成の流れ>



### ②居宅サービス計画作成後の便宜の供与

- ・ご契約者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等の連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- ・居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等の連絡調整を行います。
- ・ご契約者の意思を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行います。

### ③居宅サービス計画の変更

ご契約者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者とご契約者双方の合意に基づき

居宅サービス計画の変更をします。

#### ④介護保険施設への紹介

ご契約者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。

### 6. サービスの利用に関する留意事項

#### (1) サービス提供を行う介護支援専門員

サービス提供時に、担当の介護支援専門員を決定します。

※担当する件数（上限）は 49 件以下です。

#### (2) 介護支援専門員の交替(契約書第 7 条参照)

##### ①事業者からの介護支援専門員の交替

事業者からの都合により、介護支援専門員を交替することがあります。

介護支援専門員を交替する場合は、ご契約者に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

##### ②ご契約者からの交替の申出

選任された介護支援専門員の交替を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して介護支援専門員の交替を申し出ることができます。

ただし、ご契約者からの特定の介護支援専門員の指名はできません。

### 7. 緊急時における対応

介護支援専門等は、現にサービス提供等を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合及びその他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講ずると共に、管理者に報告致します。

主治医	受診科名	受診病院

### 8. 事故発生時の対応

居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、速やかにお客様がお住まいの市町村、ご家族様等へ連絡するとともに、必要な措置を講じます。

また、お客様に対して当事業所の居宅支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに賠償いたします。なお、当事業所は社会福祉法人全国社会福祉協議会の「しせつの損害賠償」に加入し、損害賠償保険契約を結んでいます。

9. 秘密の保持

- (1) 現に就業していると否とに係らず、介護支援専門員その他の従業者は、正当な理由がなくその業務上知り得た利用者等に関する秘密を漏らしたり致しません。
- (2) サービス担当者会議等において、利用者等の個人情報を開示して用いる場合は、利用者等の同意をあらかじめ文書により得ることと致します。

10. 苦情の受付について

(1) 苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受付します。

○苦情受付窓口(担当者)

【介護支援専門員】

TEL 0175-72-3886

○受付時間 毎週月曜日～金曜日の 8:15 ~ 17:15

※ 土、日の受付については後日訪問します。

【受付体制】

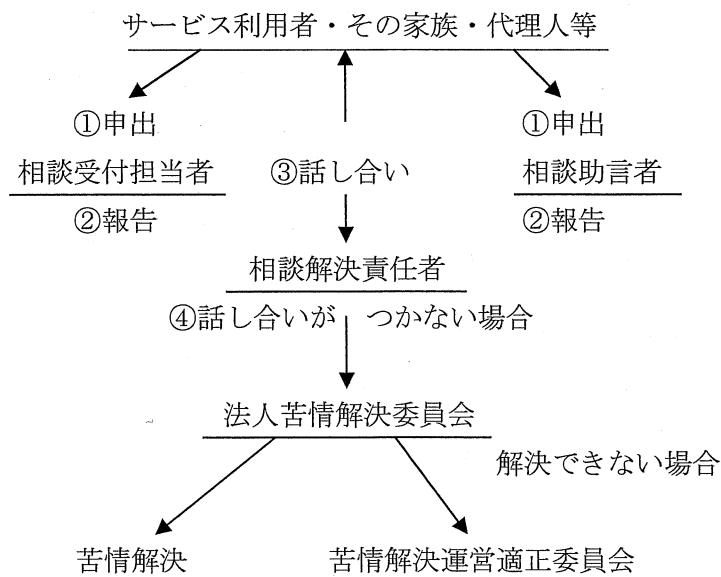
第三者委員	外部委員		
第三者委員	外部委員		
苦情受付担当者	介護支援専門員	六ヶ所在宅介護支援センター	0175-72-3886

【行政機関その他苦情受付】

六ヶ所村役場 健康福祉課	六ヶ所村大字尾駸字野附 475	0175-72-2111
国民健康保険団体連合会	青森市新町 2 丁目 4-1	017-723-1336

・利用者の意向が十分に反映された福祉サービス提供の為、また相談や苦情を自由に申しでることのできる環境を整え、迅速かつ円滑に解決する事を目的としています。

<相談及び苦情解決までの流れ>



令和 年 月 日

社会福祉法人 松緑福祉会  
理事長 木村 廣正 殿

## 同意書

下記について同意します

個人情報の開示について

1 目的

利用者の介護計画作成における必要性がある場合、関係機関・サービス提供事業所に対し、利用者個人にかかわる情報を提供することがあります。

2 提供範囲

六ヶ所村地域ケア会議・サービス担当者会議・指定居宅介護支援事業所・指定サービス提供事業者・医療機関・民生委員。

3 守秘義務

知り得た情報は漏らしません。また、サービス提供に関する目的以外に使用しません。

4 情報管理

個人に関わる情報資料を厳重に管理し、適切に保管します。

居宅介護サービスの提供開始にあたり、利用者又は身元引受人に対して本書面に基  
づいて、個人情報の開示にかかる同意書の内容について説明しました。

名 称 六ヶ所在宅介護支援センター  
説明者 職 名 介 護 支 援 専 門 員  
氏 名 印

私は、本書面により、事業者から個人の情報の開示にかかる同意書の内容についての説明を受け、同意しました。

利用者 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

契約者 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印



令和 年 月 日

指定居宅介護支援サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業所名 六ヶ所在宅介護支援センター

住 所 上北郡六ヶ所村大字出戸字棚沢 130-16 TEL 0175-72-3886

説明者 職名 介護支援専門員 氏名 \_\_\_\_\_ 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項説明書の説明を受け、指定居宅介護支援サービスの提供開始に同意します。

利用者住所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印